

第2回 盛土による災害の防止に関する検討会 関係団体へのヒアリング概要

○日 時：日 時：令和3年10月29日（金）15：30～18：00

○場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室（オンライン併用）

○ヒアリング対象団体：

- ① 一般社団法人全国農業会議所（専務理事 柚木 茂夫 氏）
- ② 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（適正処理対策部 部長 藤田 正実 氏）
- ③ 一般社団法人全国建設業協会（事業部長 巖 文成 氏）
- ④ 一般社団法人日本林業経営者協会（専務理事 池田 直弥 氏）
- ⑤ 全国知事会（危機管理・防災特別委員会 委員長 黒岩 祐治 氏）

① 一般社団法人全国農業会議所

- ・全国の農業委員会では、年1回、農地法に基づき、農地の利用状況把握（農地パトロール）を実施。農地利用について不適切な事案があった場合、是正を指導。
- ・農地改良や通常の営農に伴う盛土等以外で農地に盛土を行う場合は、農地法第4条・第5条に基づいて農地転用許可が必要。ただし、自治体によっては、農地改良や通常の営農に伴う盛土についても、条例等などで農地転用許可等の対象としている場合がある。
- ・農地転用等によって農地ではなくなった土地は、農地法の対象外となるため、農地であるか否かに関わらず、盛土に関する規制を一元化することや、他部局へ情報の引継ぎがしっかりなされるような情報共有の在り方等のルール化が必要。
- ・通常の営農においても盛土等を行う場合があるため、法規制にあたっては、営農上の支障が生じないようにすることが必要。
- ・危険な盛土の対象となるものを明確化し、分かりやすく周知することが必要。また、崩落による損害を受けるものとして、生命・人家にかかわるものだけでなく、農業用施設、農地等の農業生産基盤に影響を及ぼすものも対象とすることが必要。
- ・建設残土の排出元・排出先に関する届出や許可、建設残土の地質・土壌成分に関する証明書の発行、全国一律で規制が可能となる法律の制定が必要。規制に際しては、特定の地域へ盛土が集中しないよう配慮が必要。

② 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

- ・産業廃棄物処理事業振興財団では、廃棄物処理法第13条の12に基づく指定法人（産業廃棄物適正処理推進センター）として、都道府県等が実施する廃棄物の不法投棄・不適正処理事案に係る支援事業等を行っている。
- ・廃棄物の不法投棄・不適正処理事案に係る支援事業として、都道府県が実施する行政代執行に対する基金による支援、及び専門家チームを現地に派遣しての助言等を行っている。

- ・ 廃棄物の不法投棄等の未然防止対策として、自治体及び地元の業界団体等の支援を得て、建設業者等の排出事業者を対象とした適正処理啓発講習会を開催している。
- ・ 産業廃棄物の支障除去の場合、行政代執行には膨大な労力と費用が必要となるため、不法投棄等の未然防止対策の重要性の再認識、早期発見・拡大防止等及び行為者・関与者等による原状回復の実施が必要。

③ 一般社団法人全国建設業協会

- ・ 公共工事の場合、発注者である国から残土の処分先があらかじめ指定され、変更があった場合でも、設計変更により費用が精算されることが多い。
- ・ 民間工事の場合、発注者から処分場が指定されず、元請業者に委ねられる場合が多く、残土の処分先や数量が変更となった場合に精算してもらえないことがあるため、残土の適正処分には、実態に合わせた適切な費用負担など発注者の理解と協力が必要。
- ・ 残土処分場の不足には地域差があることから、全国各地の民間処分場を含めた処分場を調査し、実態を把握することが必要。
- ・ 地方公共団体による民間処分場リストの公開や、公共事業での処分場の整備等が必要。
- ・ 下流に民家がある等の急傾斜地における盛土では、排水設備や擁壁等の安全措置の義務化が必要。
- ・ 管理者（所有者、管理主体等）による維持管理の義務を明確し、経年変化等に対応できる仕組みが必要。

④ 一般社団法人日本林業経営者協会

- ・ 森林の中でも人目に付きにくい場所では、不適正な残土処分が散見される。
- ・ 盛土の安全性を確保する土木的な工法の実施とともに、廃棄物の適正処理も含めて、事業者団体等が自主的に指導することや、行政等による残土処分の効果的な監視体制の強化が必要。
- ・ 森林内における残土処分場の設置にあたっては、排水施設の整備、地形・地質を考慮し慎重に検討することが必要。
- ・ 湧水等により、時間が経過してから崩落の危険性が高くなる場合があるため、事業者は継続的に管理することが必要。
- ・ 安全確保に必要な規制の整備や、規制を着実に運用できる行政の体制が重要。
- ・ 通常的林業経営において、作業道の整備等で盛土を行う場合があり、新たな法規制を行う場合でも通常的林業経営に支障が生じないよう配慮頂きたい。
- ・ あらかじめ悪質な事業者を排除する仕組みや、悪質な行為を行った事業者を追跡できる仕組み、行政も含めた残土処理の実施状況等の監視体制の充実が重要。

⑤ 全国知事会

- ・盛土を規制する法律は複数あるものの、区域や規模によって対象とならない盛土が存在することや、建設発生土の処理について直接規制する法律がないことから、各自治体の条例により対応している現状がある。
- ・全国知事会として、令和3年7月の大雨により甚大な被害を受けた被災地の復旧を促進するための緊急要望を取りまとめ、国に対して要望を行った。その中で、建設残土に関しては、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けること等を要望したところ。
- ・神奈川県では、平成11年に「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」を制定し、不法投棄の抑制に努めているが、県外へ搬出する場合に適正に処理されたか確認できない、罰則の抑止力が弱いといった課題がある。
- ・47都道府県に実施したアンケートによると、多くの都道府県が、盛土の対応に苦慮しており、既存法令や条例による規制では限界があると回答している。
- ・また、ほぼすべての都道府県が、盛土の規制に関する法制化が必要であると回答している。
- ・法制化に併せて、行政代執行等の財政支援制度の創設、違反時の他法令許可の取り消し、監視体制の強化等も重要。